

別府競輪場敷地内自動販売機（清涼飲料水）設置業者募集要領

1. 目的

この要領は、別府競輪場敷地内および施設内における、飲料等自動販売機（以下、「自動販売機」という。）の設置予定業者を一般競争入札により選定するため、必要な手続きを定めるものです。自動販売機設置業者（以下、「設置業者」といいます。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申し込みください。

2. 貸付場所

仕様書および図面のとおり

3. 設置方法

自動販売機は、地方自治法第167条の6第1項、別府市公営事業局契約事務規程（令和6年別府市公営事業局規則第32号）において準用する別府市契約事務規則（平成2年別府市規則第46号）第22条の規定に基づき、賃貸借契約（以下、「貸付」という。）により設置するものです。

4. 貸付期間および貸付料

- ① 貸付期間は、令和6年7月15日から令和11年3月31日までとします。（更新なし）
- ② 貸付料については、別紙計算書を参照（設置場所面積×評価額×割合）
- ③ 使用電気料については、個別検針を行い、別府市公営事業局の請求に設置事業者は支払うものとします。
- ④ 契約保証金については、納付とします。ただし、自動販売機設置実績報告書【様式4】において、過去2年の間に地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上記載した場合は免除とします。

5. 競争入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加しようとする者（以下「参加資格者」という。）は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条第2項の規定による別府市の競争入札参加資格制限を受けていない者であること。
- ② 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規約に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定した者を除く。）でないこと。
- ③ 法人の場合は大分県内に本店又は支店若しくは営業所を、個人の場合は別府市に住所を有し、市税（別府市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納し

ていいない者であること。

- ④ 自動販売機の設置業務について、当該公告の日において引き続き2年以上営業を行っているものであること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職者を有する団体及びそれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- ⑥ 本店所在地及び別府市内において、公告の日から過去3年間食品衛生法（昭和22年法律第23号）に基づく不利益処分を受けていない者であること。

6. 入札に対する事項

（1）提出書類

入札書に所定事項を記入、押印のうえ、封筒に入れ（1件の入札につき、1つの封筒）、入札会場で入札箱に直接投函してください。郵送、ファックス、電子メールによる入札はできません。

なお、設置予定事業者を選定した時点で、その業者に「暴力団等の排除に関する契約書兼同意書」の提出を求めます。

（2）入札に関する手続等

①公告に関する説明会

公告に関する説明会は実施しない。

②現場説明会

現場説明会は実施しない。

③公告等に関する質問の受付

ア、受付期間

公告日から令和6年6月12日（水）までの休日を除く

午前9時から午後5時まで。

イ、提出先

「11，事務局」

ウ、提出方法

質問の提出方法は、質問書（様式8）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて送付する。送付後は「11，事務局」担当者まで送付した旨を電話連絡すること。電子メール送付に当たっては、標題を「別府競輪場敷地内自動販売機（清涼飲料水）貸付け質問書」とし到着確認を必ず行うこと。なお、上記以外の方法（電話、口頭、郵送等）による質問は一切受け付けない。

④公告等に対する質問への回答

提出された質問（書類の質問が複数ある場合は集約する。）及び質問に対する回答は、令和6年6月14日（金）からホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答しない。

⑤現地確認

自動販売機設置場所の確認等については令和6年6月7日（金）から同年6月17日

(月)までの間に公営事業局事業課(0977-66-0796)に事前に連絡のうえ行うこと。

⑥入札参加資格確認申請書等の提出

入札参加者は次の書類提出すること

ア、提出期間

公告の日から令和6年6月14日(金)までの休日を除く

午前9時から午後5時まで。

イ、提出先

「11, 事務局」

ウ、提出書類

①入札参加資格確認申請書【様式1】

②誓約書【様式2】

③委任状【様式3】

④自動販売機設置実績報告書【様式4】

⑤事業者(会社)概要 ※任意様式、パンフレット等可

⑥印鑑証明書・登記事項証明書・納税証明書の写し・確定申告書・直近の財務諸表の写し

⑦取扱商品一覧表【様式5】

⑧自動販売機の管理等に関する届出書【様式6】

エ、提出方法

「11, 事務局」に持参または郵送すること。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に必着のこと。なお、不慮の事故等による紛失又は遅延等については考慮しない。

⑦入札書記入にあたっての留意事項

①入札金額については、商品の販売に係る売上額100円(消費税及び地方消費税含む)に対する納付額を記載してください。

②単位は円、小数点以下第2位まで記入してください。

③入札書の文字等が不明瞭で判読できない場合、訂正したもの、記名押印のないものについては無効とします。

④入札書の返却は致しません。

7、一般競争入札の注意事項

- (1) 業務履行が困難と判断できる高額の入札金額での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。
- (2) 入札後に辞退する場合は、書面で届け出るものとする。
- (3) 設置機械は、新品もしくは未使用品とします。

8、設置予定業者の選定

(1) 入札の日時及び場所

入札日時：令和6年6月21日（金）午後2時

入札場所：別府競輪場サブスタンド3階

(2) 入札保証金については、免除とします。

(3) 一般競争入札を行い、最高入札金額をもって有効な入札を行った応募者を設置予定業者として選定します。設置予定業者は、公有財産貸付申請を行い別府市公営事業局と賃貸借契約を締結し、正式な設置業者となります。

(4) 設置予定業者を選定したときに、直ちにその旨を設置予定業者に通知するとともに速やかに公示します。

(5) 落札となるべき、同価の入札者が2人以上あるときは、指定した日に当該入札にくじを引かせて設置予定業者を選定します。

9, 設置予定業者の選定取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての選定を取り消します。

(1) 指定する期日までに貸付申請の手続きを行わなかったとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 設置予定業者が応募者の資格を失ったとき。

(4) 著しく社会的信用を損なうような行為等により、設置業者としてふさわしくないと別府市公営事業局が判断したとき。

10, 設置業者が設置を辞退したとき

設置業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置業者の次に入札金額をもって有効な入札を行った応募者を設置予定業者とします。

11, 事務局

別府市亀川東町1番36号（別府競輪場）

別府市公営事業局 事業課 管理係

電話 0977-66-0796